

○北秋田市犯罪被害者等基本条例

平成19年3月29日条例第14号

改正

平成20年7月1日条例第19号

平成27年9月30日条例第24号

北秋田市犯罪被害者等基本条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）において示された基本理念並びに地方公共団体及び国民の責務にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援等のための施策に関する基本事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、秋田県、秋田県警察その他の関係機関、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）に定める犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の援助を行う民間の団体（以下「民間団体」という。）その他の関係する者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、在勤し、在学し、又は滞在している者及び市内において事業活動を行っている者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、犯罪被害者等の支援等に関し、法に定める責務を積極的に果たしつつ、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、関係機関等との連携を密にして施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援等のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(窓口の設置等)

第5条 市は、市の関係部署及び関係機関等との間で調整を図りつつ、犯罪被害者等からの相談への対応、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援等に関する情報の提供その他の犯罪被害者等の支援等に係る業務を行う総合的な窓口を設置するものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援等に係る業務に従事する職員に対し、民間団体が行う講習を受講させる等支援等を行うために必要な知識、技能等を身につけさせるよう努めるものとする。

(日常生活の支援)

第6条 市は、犯罪等により日常生活が困難となった犯罪被害者等で市内に住所を有するものに対し、必要な情報の提供、福祉サービスの提供等必要な支援を行うものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等に対し見舞金を支給することができる。

(安全の確保)

第8条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の支援)

第9条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業主の理解を深める等就業の支援を行うものとする。

(支援体制の構築)

第10条 市は、関係機関等と連携して、地域における犯罪被害者等の支援体制を構築するため、犯罪

被害者等の支援を行う者を養成する等必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体に対する援助)

第11条 市は、民間団体に対し、情報の提供、財政上の援助等必要な援助を行うものとする。

(支援を行わない場合)

第12条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を容認し、若しくは誘発した場合又は集団的に、若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた場合等で、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときには、支援を行わないことができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月1日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年9月30日条例第24号)

この条例は、平成27年10月1日から施行する。